

直轄駐車場維持管理・運営事業

募 集 要 項

平成23年11月

国土交通省

目 次

第1. 募集要項の定義	1
第2. 事業内容に関する事項	2
1) 募集要項の公表日.....	2
2) 担当部局.....	2
3) 事業内容.....	2
4) 関係法令等の遵守.....	5
5) 事業スケジュール.....	6
第3. 民間事業者の選定方法	6
1) 選定概要.....	6
第4. 応募に関する条件等	7
1) 応募者の構成.....	7
2) 応募者の参加資格要件.....	8
3) 応募企業又は構成企業以外の企業で事業者へ出資する者の要件.....	8
4) 応募に関する留意事項.....	8
第5. 民間事業者の選定手続き	10
1) 貸与資料の貸与.....	10
2) 募集要項等に関する質問の受付.....	10
3) 募集要項等に関する質問回答.....	10
4) 参加資格確認申請書等の受付.....	10
5) 参加資格確認結果の通知.....	11
6) 参加資格がないと認めた応募者に対する理由の説明.....	11
7) 施設見学.....	11
8) 参加の辞退.....	11
9) 提案書類の受付.....	11
10) 提案書類に関するヒアリングの実施.....	11
1) 優先交渉権者の選定結果の通知及び公表.....	12
2) 下限価格の事後公表.....	12
第6. 事業協定及び兼用工作物管理協定に関する事項	13
1) 契約手続き.....	13
2) 事業者の権利義務等に関する制限.....	13
3) 国と事業者の責任分担.....	13
4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	13
5) 事業者が付保する保険.....	14
第7. 事業実施に関する事項	15
1) 誠実な業務遂行.....	15
2) 事業期間中の事業者と国の関わり.....	15
3) 国による監視.....	15
4) 金融機関と国との協議.....	15

第 8 . その他	16
1) 特定事業の選定の取消し.....	16
2) 情報提供.....	16
第 9 . 提出書類	16
1) 貸与資料申込時の提出書類.....	16
2) 募集要項等に関する質問書提出時の提出資料.....	16
3) 参加資格確認申請時の提出書類.....	16
4) 参加辞退時の提出書類.....	16
5) 提案書類.....	16
第 1 0 . 附属資料	17
第 1 1 . 貸与資料	17

第1. 募集要項の定義

国土交通省（以下「国」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「直轄駐車場維持管理・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定し、当該民間事業者が設立する事業者の本事業を実施させることを予定している。

この「直轄駐車場維持管理・運営事業 募集要項」（以下「募集要項」という。）は、本事業を実施する民間事業者を募集及び選定するにあたり公表するものである。募集要項は、平成23年9月15日に公表した実施方針（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）及び実施方針に関する質問回答等を反映したものであるが、募集要項と実施方針及び実施方針に関する質問回答等に相違のある場合は、募集要項の規定内容を優先するものとする。本事業に応募しようとする者は募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

また、別添「直轄駐車場維持管理・運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「直轄駐車場維持管理・運営事業 優先交渉権者選定基準」（以下「優先交渉権者選定基準」という。）、「直轄駐車場維持管理・運営事業 基本協定（案）」（以下「基本協定（案）」という。）、「直轄駐車場維持管理・運営事業 事業協定（案）」（以下「事業協定（案）」という。）、「兼用工作物管理協定（案）」及び「直轄駐車場維持管理・運営事業 様式集」（以下「様式集」という。）は、募集要項と一体のものである。（上記資料を含め、本事業に関する募集手続において公表又は配付した一切の資料及び当該資料に係る質問回答を総称して、以下「募集要項等」という。）

第2. 事業内容に関する事項

1) 募集要項の公表日

平成23年11月21日（月）

2) 担当部局

国土交通省 道路局 環境安全課 道路交通安全対策室

住所： 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

TEL： 03-5253-8111（内線38105）

FAX： 03-5253-1622

Mail： parking-pfi@mlit.go.jp

3) 事業内容

(1) 事業名称

直轄駐車場維持管理・運営事業

(2) 公共施設等の種類

駐車場

(3) 事業の対象となる公共施設等の名称、所在地及び管理者等

本事業の対象となる全国14箇所の駐車場の名称、所在地及び管理者である国土交通大臣の事務を分掌する者を表1に示す。

表1 本事業の対象施設の名称、所在地及び国土交通大臣の事務を分掌する者

名称	所在地	国土交通大臣の事務を分掌する者
北一条地下駐車場	北海道札幌市中央区北一条西5丁目1番2地先 (一般国道230号)	北海道開発局長
長島地下駐車場	青森県青森市長島1丁目2番6号地先 (一般国道7号)	東北地方整備局長
平和通り地下駐車場	福島県福島市大町4番20号地先 (一般国道13号)	
泉町駐車場	茨城県水戸市泉町1丁目地先 (一般国道50号)	関東地方整備局長
赤坂公共駐車場	東京都港区元赤坂1丁目2番1号地先 (一般国道246号)	
八日町地下駐車場	東京都八王子市八日町8番B3号 (一般国道16号)	
羽衣・伊勢佐木地下駐車場	神奈川県横浜市中区羽衣町3丁目66番1 (一般国道16号)	中部地方整備局長
静岡駅前地下駐車場	静岡県静岡市葵区黒金町1番地の1 (一般国道1号)	
大曽根国道駐車場	愛知県名古屋市中区大曽根4丁目1番37号地先 (一般国道19号)	
四日市地下駐車場	三重県四日市市浜田町5番B1号 (一般国道1号)	近畿地方整備局長
桜橋駐車場	大阪府大阪市北区梅田1丁目1番7号 (一般国道2号)	
紙屋町地下駐車場	広島県広島市中区大手町1丁目地下街300号 (一般国道54号)	中国地方整備局長
松山地下駐車場	愛媛県松山市二番町4丁目7番地2 (一般国道11号)	四国地方整備局長
はりまや地下駐車場	高知県高知市はりまや町3丁目3番地下1号 (一般国道32号)	

(4) 事業目的

本事業の対象施設である全国14箇所の駐車場は、路上駐車による交通渋滞の緩和及び交通事故の削減を目的に、国及び財団法人駐車場整備推進機構（以下「機構」という。）が一体的に整備を行ったものである。機構は、国と兼用工作物管理協定を締結して、これに基づき維持管理・運営を実施してきている。

本事業は、これら14箇所の駐車場について、当初の目的を引き続き達成しつつ、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に維持管理・運営を行うとともに、併せて駐車場利用者の利便性向上を図るものである。

(5) 事業概要

選定された民間事業者（以下「優先交渉権者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、事業者は国と事業協定及び兼用工作物管理協定を締結し、対象施設である全国14箇所の駐車場の全てについて、要求水準書に示された要求水準に基づき維持管理・運営を行う。

事業者が行う維持管理・運営の主な内容は以下のとおりである。

なお、本事業は、国及び機構が一体的に整備した公共駐車場の維持管理・運営を行うものであり、何れの駐車場においても整備効果の発揮が求められる。このため、一部の駐車場であっても、事業者の都合により駐車場利用者へのサービス提供を中断したり、縮小することを認めない。

- ・維持管理業務
 - 清掃
 - 点検保守
 - 維持修繕
 - 大規模修繕（管理室の空調設備及び給湯設備並びに事業者が単独で所有する設備に限る）
 - 災害復旧（事業者が単独で所有する設備に限る）
- ・運営業務
 - 自動車整理等
 - 安全管理
 - 駐車料金徴収

（6）事業方式

本事業においては、機構の駐車場財産を買取った事業者が、事業期間が終了するまでの間当該駐車場財産を所有し、国と事業協定及び兼用工作物管理協定を締結して維持管理・運営を実施する。なお、事業期間終了時において事業者が所有する駐車場財産を国又は国が指定する第三者^{※1}に無償で譲渡するものとする。

※1 事業者から業務を引継ぎ直轄駐車場の維持管理・運営を実施する者として、国が所要の手続きを経て選定。

（7）事業期間

本事業の事業期間は、事業協定の締結日から平成37年9月30日までの期間とする。

また、維持管理・運営の開始日は、平成24年10月1日を予定している。

なお、事業年度は、各暦年の4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する1年間とする。

（8）付帯事業

本事業においては、駐車場の適正な維持管理・運営の支障とならない範囲で、駐車場利用者の利便増進に寄与する付帯事業の実施を認める予定である。なお、付帯事業の実施のために施設の設置を必要とする場合には、道路法第32条に基づき、道路の占用の許可等が必要になる。

（9）費用負担及び収入

事業者は、本事業の実施に要する費用（公租公課、応募に係る費用を含む）の全てを負担するものとする。国は、事業協定等に特段の定めがある場合を除き、本事業に係る費用の一切を負担しない。事業者は、駐車場利用者から駐車料金を徴収することができるほか、上記（8）に示す付帯事業による収入を得ることができる。

（10）駐車場財産の買取り及び事業期間終了時の無償譲渡

① 機構からの駐車場財産の買取り

事業者は、機構と国^{※2}が共有している駐車場の躯体、建築物及び設備のうち、機構の持分を買い取り、事業期間が終了するまでの間、国^{※2}と共有するものとする。また、事業者は、機構が単独で所有する駐車場の設備及び備品についても併せて買い取るものとする。なお、駐車場財産の買取りに際しての売買契約書(案)について、第5. 5)の参加資格確認結果とともに、参加資格があると認めた者に通知する予定である。

※2 一部駐車場においては、国及び地方公共団体。

駐車場財産の買取りに際しての条件は以下のとおりである。

- ・機構と交わす駐車場財産の売買契約は、事業協定及び兼用工作物管理協定と同時に締結するものとし、維持管理・運営の開始に支障のないよう所有権移転等の手続きを行う。
- ・機構の駐車場財産の買取価格は、優先交渉権者が応募時に国に提案する価格とする。
- ・機構へ支払う買取費用のほか、駐車場財産の売買に関して必要となる税金、事務費用等は全て事業者の負担とする。国は、駐車場財産の買取りに係る費用の一切を負担しない。

また、事業者は、機構がリース契約を締結している事務機器等について、その満了期間までリース契約を引継ぐものとする。

なお、事業者は、駐車場財産に対する抵当権の設定等一切の処分についてはあらかじめ国の承諾を得なければならない。国は、本事業に要する資金調達のために必要な処分である場合には、合理的な理由なく承諾を留保、遅延及び拒絶しないものとする。

事業者が機構から買取る駐車場財産及びリース契約を引き継ぐ事務機器等を附属資料（買取りの対象となる施設・設備等）に示す。

② 事業期間終了時の駐車場財産の無償譲渡

事業者は、事業期間終了時、国又は国の指定する第三者に、事業者が所有する駐車場財産（事業者が事業期間中に取得したものであって事業期間終了後の駐車場の維持管理・運営の継続に必要な設備及び備品を含む）を無償で譲渡するものとする。

なお、譲渡の対象となる駐車場財産の範囲は、事業期間終了時までに国と事業者で協議して定めるものとする。

4) 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたって、事業者が遵守しなければならない関係法令等（関連する施行令、規則、条例等を含む。）を以下に示す。

- ・道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
- ・駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）
- ・道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）
- ・会社法（平成17年7月26日法律第86号）
- ・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- ・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
- ・水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）
- ・労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- ・その他関連法令、関係する地方公共団体の定める条例等

5) 事業スケジュール

民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュールは、表2のとおり予定している。

表2 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール（予定）

日程	内容
平成23年11月22日～12月5日	募集要項等に関する質問受付期間
平成23年12月13日	募集要項等に関する質問回答
平成23年12月20日	参加資格確認申請書等の提出期限
平成23年12月27日	参加資格確認結果の通知
平成24年1月中下旬	施設見学
平成24年3月2日	提案書類の提出期限
平成24年3月下旬	優先交渉権者の選定及び公表
平成24年4月	基本協定の締結
平成24年6月	事業協定及び兼用工作物管理協定の締結

第3. 民間事業者の選定方法

1) 選定概要

国は、優先交渉権者選定基準に基づき、応募者から提出された駐車場財産の買取価格に関する提案（以下「提案価格」という。）、事業の実施内容に関する提案（以下「提案内容」という。）及び応募者の経営の健全性を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

優先交渉権者の選定は二段階で実施し、第一段階の参加資格確認を経た者が、第二段階の評価に必要な書類（以下「提案書類」という。）を提出することができるものとする。また、国は、提案価格の下限額（以下「下限価格」という。）を設ける。選定方法の詳細については、優先交渉権者選定基準に示す。

優先交渉権者を選定するにあたり、国は、学識経験者及び国土交通省職員で構成する直轄駐車場維持管理・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する予定である。選定委員会は、応募者からの提案等について評価し、国に報告する。国は、これを受けて優先交渉権者を選定する。選定委員会の構成は表3のとおり予定している。

表3 直轄駐車場維持管理・運営事業者選定委員会 委員

亀岡 保夫	公認会計士
野本 修	弁護士
長谷川 恵一	早稲田大学商学大学院教授
宮本 和明	東京都市大学環境情報学部環境情報学科教授
黒田 憲司	国土交通省道路局路政課長
三浦 真紀	国土交通省道路局国道・防災課長
安藤 淳	国土交通省道路局環境安全課長

（順不同、敬称略）

なお、応募者やそれと同一と判断される団体等が、優先交渉権者選定までの間において本事業に関して、上記委員に面談を求めたり、自らのPR資料を提出したりすることなどによって、自らを有利に、又は他者を不利にするよう働きかけることを禁じる。

第4. 応募に関する条件等

1) 応募者の構成

- ① 応募者は、前記第2. 3) (5) に示す業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募企業又は応募グループを構成する企業のうち事業者に出資する企業（以下「構成企業」という。）は、以下の要件を満たすこととする。

また、構成企業の中から応募グループの代表となる企業（以下「代表企業」という）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。

 - (ア) 応募企業又は構成企業である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - (イ) 応募企業又は構成企業を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
 - (ウ) 事業者の株主は、原則として、本事業の事業協定が終了するまで事業者の株式を保有することとする。なお、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う際には、事前に国の書面による承諾を得るものとする。
- ③ 応募者は、応募にあたり、応募企業、構成企業又は協力企業（応募グループを構成する企業のうち構成企業以外の者で、事業開始後、事業者から直接、前記第2. 3) (5) に示す業務を受託、又は請け負う者をいう。以下同じ。）それぞれが、第2. 3) (5) に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにする。応募グループの構成企業のうち1者が、前記第2. 3) (5) に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務について業務範囲を明確にした上で構成企業及び協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。
- ④ 静岡駅前地下駐車場において静岡市と事業者が共同して現場管理業務を委託する民間事業者及び四日市地下駐車場において事業者の行う業務のうち所要の業務を委託する株式会社ディア四日市を、構成企業、協力企業とすることを必要としない。
- ⑤ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、参加表明書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間を除き、代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 応募企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。
- ⑦ 応募企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本面若しくは人事面において関連ある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

(注) 「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。2) についても同じである。

2) 応募者の参加資格要件

①共通要件

応募企業、構成企業及び協力企業は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- (ア) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (ウ) 参加表明書の提出期限の日から事業協定及び兼用工作物管理協定の締結までの期間に、国土交通省大臣官房会計課長及び各地方整備局長並びに北海道開発局長のいずれかから「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (エ) 駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）の規定に違反し、又は駐車場法に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。
- (オ) 暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないこと。
- (カ) 国が本事業に関する検討を委託した者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社又は当該会社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (キ) 上記第3. 1) に定める選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (ク) 特殊会社（特殊法人のうち会社法上の株式会社の形態を取るもの）又は当該会社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (ケ) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人）でないこと。

②個別要件

応募企業または、構成企業のうち少なくとも1社が以下の要件を満たすこと。

- (ア) 平成18年度以降に、日本国内で駐車台数100台以上の有料駐車場の経営実績があること（維持管理業務及び運営業務を第三者へ委託して行う場合を含む）。

なお、優先交渉権者については、事業協定及び兼用工作物管理協定の締結までの期間に、上記①、②の要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

3) 応募企業又は構成企業以外の企業で事業者へ出資する者の要件

応募企業又は構成企業以外の企業で、事業者へ出資する者については、上記2)①(オ)～(キ)の要件を満たすこと。

4) 応募に関する留意事項

①使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

②費用負担

応募者が本事業の応募手続きにおいて提出する書類（以下「提出書類」という。）の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

③虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とする。

④参加資格確認申請書等の取扱い

（ア）国は、提出された参加資格確認申請書及び関係書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を優先交渉権者の選定手続き以外に応募者に無断で使用しない。

（イ）提出された参加資格確認申請書等は返却しない。

（ウ）提出された参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。なお、例外的に国が提出された参加資格確認申請書等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。

⑤応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

⑥提案書類の変更等の禁止

参加資格確認の結果、参加資格があると認められた応募者からの提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

⑦提案書類の取扱い

（ア）著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、優先交渉権者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で公表しない。なお、国は、提案書類を応募者に返却しない。

（イ）特許権等

提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

⑧国からの提示資料の取扱い

国が本事業の募集手続きにおいて提示する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

第5. 民間事業者の選定手続き

1) 貸与資料の貸与

国は、本事業の応募に係る検討の参考となる第11. に示す資料について、応募しようとする者に守秘義務を課して貸与する（これらの資料を以下「貸与資料」という。）。

貸与資料の貸与を受ける者は、守秘義務の遵守に関する誓約書等を提出しなければならない。守秘義務の遵守に関する誓約書等は、様式集・様式1及び様式2により作成すること。

受付期間：平成23年11月22日（火）から12月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、9時30分から18時まで。

返還期限：平成24年3月2日（金）18時まで

貸与形態：電子媒体（DVD-R）

提出先及び返還先：前記第2. 2) の担当部局

その他：守秘義務の遵守に関する誓約書等は、提出先へ持参することとし、提出先にて貸与資料を貸与する。返還の際には、貸与資料とともに貸与資料申込書（返還書）を持参すること。

2) 募集要項等に関する質問の受付

国は、募集要項等に記載された内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成23年11月22日（火）から12月5日（月）18時まで

提出先：前記第2. 2) の担当部局

作成方法：「質問書」（様式集・様式3）を用いること。

提出方法：電子メールの添付ファイルとして前記第2. 2) の担当部局に送信し、電話により着信を確認すること。

3) 募集要項等に関する質問回答

上記2) により受け付けた質問及びこれに対する回答は、平成23年12月13日（火）に国土交通省道路局ホームページにおいて公表する予定である。なお、募集要項等の内容について電話での直接回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

4) 参加資格確認申請書等の受付

応募者は、前記第4. 2) に掲げる要件（以下「参加資格」という。）を満たすことを証明するため、参加資格確認申請書等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに参加資格確認申請書等を提出しない者並びに参加資格が無いと認められた応募者は、下記9) に示す提案書類を提出することができない。

参加資格確認申請書等は、様式集・様式4から様式7により作成すること。

受付期間：平成23年12月13日（火）から平成23年12月20日（火）までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、9時30分から18時まで。

提出先：前記第2. 2) の担当部局

提出方法：参加確認申請書等は、提出先へ持参、郵送又は託送することとし、電子メールによる提出は認めない。なお、郵送又は託送による場合は、必ず配達記録が残るものとする。

5) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果の通知は、参加資格確認申請を行った応募者に対して、書面により平成23年12月27日(火)までに発送する。通知は、応募企業もしくは応募グループの代表企業に発送する。また、あわせて、参加資格確認の結果、参加資格があると認められた応募者に対して提案受付番号を通知する。

6) 参加資格がないと認めた応募者に対する理由の説明

参加資格確認の結果、参加資格がないと認められた応募者は、国に対して参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

受付期間：平成23年12月27日(火)から平成24年1月13日(金)までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、9時30分から18時まで。

提出先：前記第2.2)の担当部局

提出方法：提出先へ持参、郵送又は託送することとし、電子メールによる提出は認めない。なお、郵送又は託送による場合は、必ず配達記録が残るものとする。国は、説明を求められたときは書面により回答することとし、平成24年1月20日(金)までに、説明を求めた応募者に回答を発送する。

7) 施設見学

参加資格があると認められた応募者のうち、希望者を対象として、対象施設の見学を実施する。施設見学の希望者は、参加資格確認申請書等の提出時に様式集・様式8により施設見学申込書を提出すること。

なお、施設見学は、平成24年1月中下旬に実施することを予定しており、具体的な見学の日時については、参加資格確認結果の通知と合わせて通知する。

8) 参加の辞退

参加資格確認申請書を提出した応募者で、参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式集・様式9)を前記第2.2)の担当部局に提出すること。提出は、提出先へ持参、郵送又は託送することとし、電子メールによる提出は認めない。なお、郵送又は託送による場合は、必ず配達記録が残るものとする。

9) 提案書類の受付

参加資格確認の結果、参加資格があると認められた応募者は、提案書類を以下に従い提出すること。提案書類は、様式集・様式10から様式28により作成すること。

受付期間：平成24年2月17日(金)から平成24年3月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、9時30分から18時まで。

提出先：前記第2.2)の担当部局

提出方法：提案書類は、提出先へ持参、郵送又は託送することとし、電子メールによる提出は認めない。なお、郵送又は託送による場合は、必ず配達記録が残るものとする。

10) 提案書類に関するヒアリングの実施

優先交渉権者を選定するため、応募者に対し、必要に応じて提案の内容に関するヒアリングを実施することがある。この場合、後日、実施時期及び開催場所等詳細を応募企業もしくは応募グループの代表企業に連絡する。

1 1) 優先交渉権者の選定結果の通知及び公表

国は、優先交渉権者の選定後、選定結果を速やかに応募企業もしくは応募グループの代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

なお、PFI 法第 8 条に規定する客観的評価については、優先交渉権者と基本協定書を締結した後に、国土交通省道路局ホームページにおいて公表する予定である。

1 2) 下限価格の事後公表

下限価格については、優先交渉権者の選定後に、国土交通省道路局ホームページにおいて公表する予定である。

第6. 事業協定及び兼用工作物管理協定に関する事項

1) 契約手続き

(1) 基本協定の締結

国は、優先交渉権者との間で、本事業の実施に向け必要となる事業者の設立や事前準備等に関する規定を定めた基本協定を締結する。

(2) 事業者の設立

優先交渉権者は、基本協定の定めるところにより、事業協定及び兼用工作物管理協定の締結までに事業者を設立する。

(3) 事業協定及び兼用工作物管理協定の締結

基本協定締結後、国と事業者は事業協定及び兼用工作物管理協定を締結する。

なお、事業協定及び兼用工作物管理協定についての協議が整わない場合は、上記1)に示す締結済みの基本協定は終了するものとし、国は、次点の応募者と改めて基本協定の締結を行う。

2) 事業者の権利義務等に関する制限

事業者は、事前に国の書面による承諾を得た場合を除き、事業協定及び兼用工作物管理協定上の地位並びに事業協定及び兼用工作物管理協定により生じる権利を第三者に譲渡又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならず、かつ義務を第三者に継承させてはならない。

3) 国と事業者の責任分担

(1) 責任分担の基本的な考え方

国と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的でかつ質の高いサービスの供給を目指す。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、事業協定及び兼用工作物管理協定によることとする。

4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していない。今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、国は当該措置の適用以降の事業協定及び兼用工作物管理協定上の措置について検討を行うものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力するものとする。

(3) その他の支援に関する事項

国は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国は、必要に応じて協力する。

5) 事業者が付保する保険

事業者は、事業協定（案）別紙3に示す保険を付保するものとする。

第7. 事業実施に関する事項

1) 誠実な業務遂行

事業者は、優先交渉権者が応募者として国に提出した提案書類（以下「事業計画書」という。）、基本協定、事業協定及び兼用工作物管理協定に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

2) 事業期間中の事業者と国の関わり

- ①国は原則として事業者に対して連絡調整を行うが、必要に応じて国と構成企業及び協力企業との間で直接連絡調整を行う場合がある。この場合において、国と構成企業及び協力企業との間で直接連絡調整を行った事項については事業者に報告する。
- ②事業計画書、基本協定、事業協定及び兼用工作物管理協定の解釈について疑義が生じた場合は、国と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。
- ③基本協定及び事業協定に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。また、兼用工作物管理協定に関する紛争については、駐車場が位置する地域の地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

3) 国による監視

①事業の実施状況の監視及び改善勧告

国は、事業者が事業協定及び兼用工作物管理協定に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認する。確認の結果、要求水準が達成されていないことが判明した場合又はその懸念が生じた場合は、国は、事業者に対して改善勧告を行う。

事業者は、国が改善勧告を行った場合、一定期間内に改善計画を提出し、速やかに改善措置を実施しなければならない。

②財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、会社法（平成17年7月26日法律第86号）上要求される計算書類、事業報告、附属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度終了後3ヵ月以内に国に提出する。また、国は、必要に応じて、これらを公開できるものとする。

4) 金融機関と国との協議

国は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ事業者の本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第 8. その他

1) 特定事業の選定の取消し

国は、民間事業者の募集及び選定の過程において、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その場合この旨を速やかに公表する。

2) 情報提供

募集要項等に定めることのほか、募集に当たっての情報提供は、国土交通省道路局のホームページを通じて適宜行う。

(<http://www.mlit.go.jp/road/index.html>)

第 9. 提出書類

提出書類については、以下のとおりである。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

1) 貸与資料申込時の提出書類

- ①守秘義務の遵守に関する誓約書 (様式 1)
- ②貸与資料申込書 (様式 2)

2) 募集要項等に関する質問書提出時の提出資料

- ①質問書 (様式 3)

3) 参加資格確認申請時の提出書類

- ①参加資格確認申請書 (様式 4)
- ②グループ構成表 (様式 5)
- ③委任状 (様式 6)
- ④有料駐車場の経営実績 (様式 7)
- ⑤施設見学申込書 (様式 8)
- ⑥企業概要 (パンフレット)
- ⑦有価証券報告書又は会社法等に基づく財務諸表類 (直近 3 カ年分)

4) 参加辞退時の提出書類

- ①参加辞退届 (様式 9)

5) 提案書類

- ①提案書類の提出届 (様式 1 0)
- ②要求水準書に関する確認書 (様式 1 1)
- ③提案価格書 (様式 1 2)
- ④提案書
 - －提案書 [事業全体計画等] (表紙) (様式 1 3)
 - －事業実施の基本方針 (様式 1 4)
 - －業務分担 (様式 1 5)
 - －リスク管理 (様式 1 6)

－事前準備	(様式 1 7)
－清掃、点検保守	(様式 1 8)
－維持修繕・大規模修繕	(様式 1 9)
－維持管理の実施体制	(様式 2 0)
－自動車整理等	(様式 2 1)
－安全管理	(様式 2 2)
－駐車料金徴収	(様式 2 3)
－運営の実施体制	(様式 2 4)
－付帯事業	(様式 2 5)
－提案書 [資金・収支計画] (表紙)	(様式 2 6)
－資金調達計画	(様式 2 7)
(補足様式) 資金調達計画	(様式 2 7 (別添 1))
－事業収支計画	(様式 2 8)
(補足様式) 長期収支計画 (全体)	(様式 2 8 (別添 1))
(補足様式) 長期収支計画 (駐車場別)	(様式 2 8 (別添 2))
(補足様式) 費用内訳	(様式 2 8 (別添 3))

第 1 0. 附属資料

- ・ (資料 1) 要求水準書
- ・ (資料 2) 優先交渉権者選定基準
- ・ (資料 3) 基本協定 (案)
- ・ (資料 4) 事業協定 (案)
- ・ (資料 5) 兼用工作物管理協定 (案)
- ・ (資料 6) 様式集
- ・ (資料 7) 買取りの対象となる施設・設備等

第 1 1. 貸与資料

- ・ 駐車場施設・設備図面集
- ・ 買取りの対象となる施設・設備等 [耐用年数、簿価記載有]
- ・ 割引サービスの契約相手先及び契約書等
- ・ 隣接する施設との費用負担等に関する協定
- ・ 機構の維持管理・運営の実績
 - (平成 2 2 年度公租公課内訳)
 - (駐車場別人員体制)
 - (業務委託契約)
 - (駐車場設備保守点検記録)
 - (保守点検項目内訳)
 - (平成 2 2 年度維持管理・運営費内訳)
 - (大規模修繕の実績)
 - (平成 2 2 年度料金設備修繕内容)
 - (設備のメーカー・型番一覧)
 - (東日本大震災の影響)